京都市告示第４３６号

令和８年１１月２日から、平成２６年１１月２１日付け京都市告示第４０６号、平成２７年３月３１日付け京都市告示第６４２号、令和元年１２月２７日付け京都市告示第５１２号及び令和７年３月３１日付け京都市告示第７８９号の一部を次のように改めます。

令和８年１１月２日

京都市長　松井　孝治

名　　称	項 目	変　　更　　前	変　　更　　後
市税事務所税務事務専用 京都市長之印 第１号	用　　途	市税事務所市民税室において所掌する事務	市税事務所市民税室において所掌する事務（市税に係る証明事務及び租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。）
市税事務所税務事務専用 京都市長之印 第２０号	用　　途	市税事務所軽自動車税事務所において所掌する事務及び個人の市民税（京都市市税条例第 32 条の３の規定により特別徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る証明事務	市税事務所軽自動車税事務所において所掌する事務

（行財政局税務部税制課）